

第5回南砺市子どもの権利条例策定委員会

令和4年9月21日(水)

13:00～14:30

ZOOM 開催

1 開会

2 協議事項

(1) 条例素案について

(2) 提言書提出について

3 その他

提言書提出：令和4年9月23日(金・祝) 9時30分～

4 閉会

南砺市子どもの権利条例(仮称)素案について

【最終】修正・確認事項 ４点

	意見	検討内容
第４章 第３条 ３項	主語は「こどもとその家族」ではなく、「こども」である。	「とその家族」を削除し、「こども」に修正。
第３章 第９条 ３項	「家庭が」と、した場合、全ての子どもに対応しているのか。施設や里親と生活を共にしている子どももいるため。	施設や里親等も含めた保護者の役割として、子どもにとって一番身近な「家庭」が、安心して過ごせる居場所であることを求める趣旨であることから、修正なし。
第３章 第１１条 ２項	「子育て家庭」とあるが、家庭でない場で育つ子もいるので、「子育て世帯」と表現を変えるべき。 世帯：子どもと住居及び生計を共にする者	地域内の子育て家庭を支援し、孤立を防ぐという観点もあり、その対象として「世帯」よりも「家庭」とした方が分かりやすいと思われ、修正なし。
第４章 第１３条 ３項	対象を「子育て家庭が安心できる」に限定しているように見られます。	「子育て家庭が」を削除し、「安心して子育てできる」に修正。

南砺市こどもの権利条例素案

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第11条）

第4章 南砺市の環境（第12条―第18条）

第5章 権利の救済と推進（第19条―第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心できる環境と、様々な経験が出来る機会を作り支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約とこども基本法に基づき、こどもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

- 2 この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 こどもと権利

(こどもが持つ権利)

第3条 こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を持ちます。

(生きること)

第4条 こどもは、命が守られ、心と体を大切にされます。

- 2 こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

3 こどもとその家族は、国籍、言語、宗教、出身、性別、障がい、個性、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。

(育つこと)

第5条 こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活をすることができます。

- 2 こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。
- 3 こどもは、興味関心を広げ、教育を受け、学び、遊んだり休んだりしながら育つことができます。
- 4 こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 こどもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。

- 2 こどもは、心と体が傷つけられないよう守られます。
- 3 こどもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 こどもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。

- 2 こどもは、適切な情報や考えを知ることができます。
- 3 こどもは、仲間をつくることができます。
- 4 こどもは、多様な社会的活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、こどもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聞き、共に考え、関わり続けます。

2 大人は、こどもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、こどもの最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育するこどもに対して責任と義務があります。

2 保護者は、こどもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。

3 保護者は、家庭が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。

4 保護者は、必要な支援を受けることができます。

(こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、その行動がこどもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、こどもに関わります。

2 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(こどもに関わる地域団体の役割)

第11条 こどもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。

2 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 南砺市の環境

(施策の推進)

第12条 市は、こどもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。

2 市は、こどもが権利の主体として尊重されることを認識し、こどもが意見や考え又は思いを表明することができ、かつ、その意見や考え又は思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。

3 市は、こどもに関わる大人と地域団体を支援します。

(日常の環境)

第13条 市民と市は、こどもの命を守ることができ、かつ、こどものすこやかな成長に配慮した環境を整えます。

2 市民と市は、こどもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。

3 市民と市は、こどもがすこやかに育つため、子育て家庭が安心して子育てできる

社会づくりに取り組みます。

(居場所づくり)

第14条 市民と市は、こども一人一人が学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第15条 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知活動に努めます。

2 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、又は判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第16条 市民と市は、こどもが自身に関することについて意見を表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(人権侵害への対応)

第17条 市民と市は、こどもへのいじめ、体罰、虐待等の人権侵害を見過ごしません。

2 市は、こどもへの人権侵害が起こったときに、こどもとこどもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及啓発)

第18条 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第19条 市は、こどもやこどもに関わる大人が不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(こどもの権利委員会の設置)

第20条 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議及び検証を定期的に行います。

3 委員会の委員は、15人以内とします。

4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。

5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、こどもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じてこどもをはじめ、市民から意見を求めることができます。

(答申及び提言並びにその尊重)

第22条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、答申し、及び提言します。

2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申及び提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

南砺市こどもの権利条例素案

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第11条）

第4章 南砺市の環境（第12条―第18条）

第5章 権利の救済と推進（第19条―第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心できる環境と、様々な経験が出来る機会を作り支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約とこども基本法に基づき、こどもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 こどもと権利

(こどもが持つ権利)

第3条 こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を持ちます。

(生きること)

第4条 こどもは、命が守られ、心と体を大切にされます。

2 こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

3 こどもは、国籍、言語、宗教、出身、性別、障がい、個性、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。

(育つこと)

第5条 こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活をすることができます。

2 こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。

3 こどもは、興味関心を広げ、教育を受け、学び、遊んだり休んだりしながら育つことができます。

4 こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 こどもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。

2 こどもは、心と体が傷つけられないよう守られます。

3 こどもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 こどもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。

2 こどもは、適切な情報や考えを知ることができます。

3 こどもは、仲間をつくることができます。

4 こどもは、多様な社会的活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、こどもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聞き、共に考え、関わり続けます。

2 大人は、こどもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、こどもの最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育するこどもに対して責任と義務があります。

2 保護者は、こどもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。

3 保護者は、家庭が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。

4 保護者は、必要な支援を受けることができます。

(こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、その行動がこどもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、こどもに関わります。

2 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(こどもに関わる地域団体の役割)

第11条 こどもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。

2 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 南砺市の環境

(施策の推進)

第12条 市は、こどもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。

2 市は、こどもが権利の主体として尊重されることを認識し、こどもが意見や考え又は思いを表明することができ、かつ、その意見や考え又は思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。

3 市は、こどもに関わる大人と地域団体を支援します。

(日常の環境)

第13条 市民と市は、こどもの命を守ることができ、かつ、こどものすこやかな成長に配慮した環境を整えます。

2 市民と市は、こどもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。

3 市民と市は、こどもがすこやかに育つため、安心して子育てできる社会づくりに

取り組みます。

(居場所づくり)

第14条 市民と市は、こども一人一人が学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第15条 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知活動に努めます。

2 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、又は判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第16条 市民と市は、こどもが自身に関することについて意見を表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(人権侵害への対応)

第17条 市民と市は、こどもへのいじめ、体罰、虐待等の人権侵害を見過ごしません。

2 市は、こどもへの人権侵害が起こったときに、こどもとこどもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及啓発)

第18条 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第19条 市は、こどもやこどもに関わる大人が不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(こどもの権利委員会の設置)

第20条 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議及び検証を定期的に行います。

3 委員会の委員は、15人以内とします。

4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。

5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、こどもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じてこどもをはじめ、市民から意見を求めることができます。

(答申及び提言並びにその尊重)

第22条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、答申し、及び提言します。

2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申及び提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

第5回南砺市子どもの権利条例策定委員会 会議録

日 時：令和4年9月21日（水） 13時00分～14時30分

場 所：zoom 開催

出席者：彼谷環委員長、楠井悦子副委員長、明橋大二南砺市政策参与
（書面参加）

明柴聡史委員、磯辺文雄委員、榎木勝規委員、木下三喜子委員、斉藤優華委員、
高橋佳津江委員、山下裕美委員、

欠席者：なし

事務局：溝口こども課長、荒井子育て応援係長、川田主任

1. 開会

事務局 皆さま、本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、第5回南砺市子どもの権利条例策定委員会を開催いたします。本会議は事前案内を送付いたしましたが、通常開催は困難と判断されたため、書面開催へ変更しております。事前に各委員から意見を提出いただき、最終素案調整についての委員長・副委員長への一任について了承をいただきました。本日は、2名の参加と7名の書面決議書により、9名中9名のご出席をいただいております。南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱第6条第2項により、委員の出席が過半数に達し成立しておりますことをご報告いたします。

また、各委員には事前案内にて9月23日に市長に提言書を提出すること、第三者委員会を要望することについても了承いただいております。本日はよろしくお願いいたします。

本日の会議の予定時間でございますが、おおよそ14時30分の終了を予定しておりますので、円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。明橋政策参与は14時からの参加予定です。

それでは、「南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱」第6条により、「委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。」とありますので、ここからは彼谷委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

2. 協議事項

(1) 条例素案について

委員長 事前に各委員から提出された意見についてこども課でとりまとめをしていただきました。本日、4点について見直しを図ります。

1点目です。第4章第3条3項についてです。主語が「子どもとその家族」となっています。主語は子どもでよいと思います。修正案で対応してよろしいでしょうか。

副委員長 賛成します。

委員長 ありがとうございます。

2点目です。第3章 第9条 3項の「家庭が」という言葉の使用についてです。施設や里親と生活を共にしている子どももいるため、全ての子どもに対応しているのかという意見がありました。

事務局 当初、「家庭」ではなく、「生活の場」という表現を用いていました。しかし、パブリックコメントで「イメージがわきにくい」「遠回しである」という意見が出たため多くの子どもが生活の場としている「家庭」に変更したという経緯があります。施設や里親等の関わりにおいても、子どもにとって身近な「家庭」が安心して過ごせる居場所としてイメージされると思い、「家庭」に修正をしています。

副委員長 保護者は様々な法令でも定義があります。保護者がどのような場を子どもに提供できるかということが大切です。子どもたちが多くの時間を過ごすのは家庭と学校です。両方で権利が守られていることが大切です。家庭での虐待は、隠され、表に出にくいです。支援できる場と人がつながるようにすることが大切です。

委員長 いろいろな場所で育つ子どもたちのことを思えば、「生活の場」に戻すとよいと思います。そして、「子どもの生活の場」としっかりと書くことで保障することができます。子どもたちの生活において、虐待のない環境を作ることが大切ではないでしょうか。

事務局 それでは、「家庭」から「子どもの生活の場」に修正します。

委員長 ありがとうございます。

それでは3点目です。第3章 第11条 2項の「子育て家庭」という言葉の使用についてです。先ほどと同様に、家庭でない場で育つ子もいます。「子育て世帯」に表現を変えるべきという意見がありました。

事務局 こちらについても、地域内の子育て家庭を支援し、孤立を防ぐという観点があります。地域において子育てをしている「家庭」としたほうが多くの対象の方に伝わると判断し、修正はしておりません。

副委員長 地域における「家庭」はイメージしやすいと思います。

事務局 子育て家庭の持つ環境に寄り添うということが求められます。ひとり親で子育てをする家庭、地域のはずれにあり交通面で不便な家庭、大家族、核家族など、それぞれの家庭のある環境に寄り添うということです。

委員長 子育てをしている人すべてということですね。こちらは変更無しでよいと思います。いかがでしょうか。

副委員長 賛成します。

委員長 ありがとうございます。

それでは4点目です。第4章 第13条 3項の「子育て家庭が安心できる」という文についてです。「子育て家庭」とすることで対象が限定されることになるという意見です。

事務局 この条文の目的は、日常の環境において、「安心して子育てできる社会づくり」に取り組むということです。対象は、子育て家庭に限らないと判断しました。

副委員長 1項と3項のどちらにも「すこやかな」と入っていますね。

事務局 1の対象は子ども自身であり、3の対象は、子どもに関わる人たちです。そのため、社会づくりとなっています。

委員長 それでは、明確にするため、重複部分の「子どもが健やかに育つため」を削除し、「こどもに関わる大人が」としてはいかかでしょうか。

副委員長 賛成します。

委員長 ありがとうございます。それぞれの条文に意味があると思います。各条文から具体的に何を生み出せるか、どのような施策につなげていけるかについても整理しておく必要があると思います。

委員長 言葉の繋がりについてです。

第4条「子どもは、命を守られ、心と体を大切にします。」で、「命が」から「命を」に修正します。政策参与からのご指摘です。

今ほど気づいたので1点お願いします。第19条「こどもやこどもに関わる大人」とありますが、第17条2項に合わせて「こどもとこどもに関わる大人」に修正を提案します。

副委員長 賛成します。

委員長 以上で条文の修正を終わります。ありがとうございました。

(2)提言書提出について

委員長 市長への提言書提出が9月23日(金・祝)となっています。提言書につきまして、事前に子ども課案をいただきありがとうございます。こちらで修正したものを送付いたしましたのでご確認ください。

事務局 ありがとうございました。確認させていただきます。

3. その他について

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 今後の予定についてです。

本日いただいた意見をもとに、最終の修正を行います。本日中に送付いたしますので、ご確認ください、明日、最終案の確定とします。

明日、令和4年9月23日に提言書提出です。9時15分までに南砺市役所にお越しください。

委員長 以上について質問、ご意見はありますか。

(なし)

以上で、すべての事項について終了させていただきます。

これにて進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

事務局 ありがとうございました。以上をもちまして、第5回策定委員会を閉会いたします。